

*** 生活訓練事業所 とまり木 ***

ご案内と利用について

生活訓練とは

生活訓練は精神障害者の方を対象とした福祉サービスです。「訓練」という名前がついていますが、具体的には皆さんの「…を試してみたい。」のお手伝いをしています。とまり木では1プログラム5～6名程度の少人数で静かな雰囲気で行っています。

それぞれのプログラムを通じて、日常生活で楽しむことや季節感のある安定した生活を送るお手伝いが出来ればと思います。

利用について

利用時間の決まりはありませんので、最初は短時間の利用からで結構です。午前のみ、午後からの利用もできます。

1日の利用料は748円(平成23年4月現在)です。+100円で昼食を注文することができます。また、世帯の収入に応じて月額負担上限があります。

利用を希望される方は主治医にご相談ください。

利用までの流れ

- ①主治医に相談されたのち、ケースワーカー・外来を通じて、とまり木を見学する日程を決めます。
- ②実際に見学をしていただき、とまり木でお手伝いできることを職員と相談します。
- ③とまり木の利用申し込みを出します。
- ④お住まいの市町村に福祉サービスの利用を申し込みます。
- ⑤市町村から利用に関する聞き取りがあります。
- ⑥2～3週間程度で市町村から利用に必要な書類(福祉サービス受給者証)が自宅に届きます。
- ⑦とまり木に連絡(083-973-0666)をしていただき、利用契約の日程を決めます。
- ⑧とまり木で利用契約を行い、利用が開始になります。



みなさんのご利用をお待ちしております。
ご不明な点などあればお気軽にご相談ください。

